



厚生労働省発健 0917 第 1 号  
令和 3 年 9 月 17 日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 2 項の規定により適用する同法第 24 条第 5 号及び同法附則第 7 条第 5 項の規定に基づき、別紙「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。



厚科審第30号  
令和3年9月17日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇田 隆 字 殿

厚生科学審議会長  
福井 次 矢



「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和3年9月17日付け厚生労働省発健0917第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

## 予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種について、新型コロナウイルス感染症の予防接種の後に被接種者が重篤な副反応を呈した場合その他予防接種実施規則附則第七条各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同条各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で行うことができるものとする。
- 二 この省令は、公布の日から施行するものとする。